別表(第3条関係)

別表(第3		÷446.*	544A13746	大山塘
事業区分	事業の種別	交付対象者	交付対象となる地区	交付額
	専任スタッフ配 置支援事業	市	_	(1) 実施要綱別表に定める区分が正規職員等の場合にあっては、支援対象経費に3分の2を乗じて得た額 (2) 実施要綱別表に定める区分が臨時・非常勤職員等の場合にあっては、支援対象経費に10分の2を乗じて得た額
人材配置支援		次のいずれかに該当する市町村 (1) 過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域をいう。以下同じ。)でない中山間地域のある市町村 (2) 過疎債ソフト発行限度額(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令(令和3年総務省令第19号)第2条第1項及び第3条第1項に定める額をいう。以下同じ。)を超えて過疎債ソフト(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。以下同じ。)を発行する予定の市町村	(1) 交付対象者の欄の(1) の場合にあっては、過 疎地域でない中山間地 域にある地区 (2) 交付対象者の欄の(2) の場合にあっては、中 山間地域にある地区	支援対象経費に10分の1.5を乗じて得た額
地域活動支援	組支援事業	次のいずれかに該当する市町村 (1) 過疎地域でない中山間地域のある市町村 (2) 過疎債ソフト発行限度額を超えて過疎債ソフトを 発行する予定の市町村	(1) 交付対象者の欄の(1) の場合にあっては、過 疎地域でない中山間地 域にある地区 (2) 交付対象者の欄の(2) の場合にあっては、中 山間地域にある地区	支援対象経費に10分の1.5を乗じて得た額
	実践活動等支援 事業		_	支援対象経費に2分の1を乗じて得た額
拠点整備支援	拠点整備支援事業	過疎地域でない中山間地域のある市町村	_	支援対象経費に2分の1を乗じて得た額